

第1章 医療法人制度の概要

1 医療法人制度

(1) 知事の認可

医師若しくは歯科医師が常時勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「診療所等」という。）を開設しようとする社団又は財団は、東京都知事の認可を得て、医療法人とすることができます。

……… 医療法（以下「法」という。）第39条

医療法人は、東京都知事の認可を受けなければ、設立することができません。

………法第44条

認可に当たっては、開設する診療所等の業務を行うために必要な施設、設備又は資産を有していることが必要です。

……… 法第41条、医療法施行規則（以下「規則」という。）第30条の34

(2) 医療法人制度の目的

医療法人制度の目的は、医療を提供する体制の確保を図り、国民の健康保持に寄与することにあります。その趣旨は、医療事業の経営主体を法人化することにより①資金の集積を容易にするとともに、②医療機関等の経営に持続性を付与し、私人による医療事業の経営困難を緩和することにあります。

その結果としては、①高額医療機器の導入が容易になる等医療の高度化を図ることができ、②地域医療の供給が安定する等の事項が考えられます。

2 医療法人の役割

医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めることとされています。

………法第40条の2

3 医療法人の非営利性

医療法人は、医療事業の経営を主たる目的としています。

医療法人は、公益法人と区別されていますが、これは医療事業が公益事業のよう

な積極的な公益性を要求すべき性格のものではないからです。

一方、法第54条で剰余金の配当が禁止され、営利法人たることを否定されています。この点で会社法上の株式会社等とも区別されています。

4 医療法人の種類

(1) 社団と財団

医療法人には、医療法人社団と医療法人財団の2種類があり、その違いはおおむね次のとおりです。

ア 医療法人社団

複数の人が集まって設立される医療法人であり、設立のため、預金、不動産、備品等を拠出するものです（医療法改正（平成19年）により、平成19年4月1日以降は出資持分の定めのある医療法人を設立することはできなくなりました。）。医療法人が解散したときは、法第44条第5項及び定款に定める方法により残余財産を処分します。

イ 医療法人財団

個人又は法人が無償で寄附する財産に基づいて設立される医療法人です。医療法人が解散したときは、法第44条第5項及び寄附行為に定める方法により残余財産を処分します。

ウ 定款と寄附行為

医療法人社団は「定款」で、医療法人財団は「寄附行為」で、それぞれ基本事項を定めます。

(2) 一人医師医療法人

医療法改正（昭和60年）前の医療法人（病院又は常勤の医師又は歯科医師が3人以上勤務する診療所を開設する医療法人）に対し、改正後の医療法人のうち常勤の医師又は歯科医師が1人又は2人勤務する診療所を開設する医療法人を、いわゆる「一人医師医療法人」と言います。しかし、医療法上は、設立、運営、権利及び義務に関して何ら区別はありません。役員、社員及び評議員が1人でいいということでもありません。

第2章 医療法人の設立

1 医療法人の設立申請ができる方

(1) 医師又は歯科医師である方

(2) 欠格条項（法第46条の4第2項）に該当していない方

ア 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認可、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者ではない方

イ 医療法、医師法、歯科医師法及び関係法令により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年が経過している方

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった方

2 医療法人の設立者（医療法人を設立しようとする者）

(1) 医療法人社団の設立者

ア 医療法人社団の設立者の員数は、通常、設立者全員が成立後の医療法人社団の社員となりますので、3名以上が必要です（上記1の医療法人の設立申請ができる方を含む。）。

イ 医療法人社団の設立者は、3名以上の設立者により医療法人社団の基本事項である定款を定めた後、設立総会を開催し、設立時に決定すべき事項を決議して、その議事録を作成します。

(2) 医療法人財団の設立者

ア 医療法人財団の設立者の員数は、少なくとも上記1の医療法人の設立申請ができる方がいれば、1名以上で設立できます。

イ 医療法人財団の設立者（設立者が2名以上あるときは、その全員）は、医療法人財団の基本事項である寄附行為を定め、設立時に決定すべき事項を決議して、その決定事項を確認できる書面（設立趣意書など）を作成します。

(3) 設立者の責務

設立者又は設立代表者（設立者が2名以上あるときは、適法に選任された者をいう。）は、医療法人の設立認可に関する必要な手続を行います。

3 医療法人の構成

(1) 役員

ア 役員の種類・人数

- ① 医療法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。
…………… 法第46条の5第1項
- ② 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認可、判断及び意思疎通を適切に行うことができないなど、法第46条の4第2項に該当する者は、医療法人の役員になることはできません。
- ③ 役員は、自然人に限られます。
- ④ 未成年者（18歳未満）が役員に就任することは、適当ではありません。
- ⑤ 医療法人と取引関係にある営利法人の役員が医療法人の役員に就任することは、非営利性という観点から原則認められません。
- ⑥ 医療法人の役員は、その任務を怠ったときは、当該医療法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。
…………… 法第47条第1項
- ⑦ 役員が法人の所在地と遠隔地に居住する場合であっても、社員総会や理事会など、医療法人の運営上欠くことのできない場には必ず参加することが必要となります。

イ 理事

- ① 理事は、医療法人の常務を処理します。
- ② 医療法人が開設する全ての診療所等の管理者は、理事に就任しなければなりません。
…………… 法第46条の5第6項
- ③ 実際に法人運営に参画できない者を名目的に選任することは適当ではありません。
- ④ 理事は、医療法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければなりません。
…………… 法第46条の6の3
- ⑤ 理事は、医療法人との利益が相反する取引を行う場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません。
また、当該取引後遅滞なく理事会に報告しなければなりません。
…………… 法第46条の6の4

ウ 理事長

- ① 理事のうち1人は理事長とし、医師又は歯科医師である理事のうちから選出します。
…………… 法第46条の6第1項
- ② 理事長は、医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の

行為をする権限を有します。…………… 法第46条の6の2第1項

- ③ 複数の医療法人の理事長を兼務することは不適當です。
- ④ 理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければなりません。ただし、定款又は寄附行為で毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りではありません。…………… 法第46条の7の2第1項

エ 監事

- ① 監事の主な職務は、以下のとおりです。
 - ・医療法人の業務を監査すること。
 - ・医療法人の財産の状況を監査すること。
 - ・医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後三月以内に社員総会又は評議員会及び理事会に提出すること。
 - ・監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都知事、社員総会若しくは評議員会又は理事会に報告すること。…………… 法第46条の8
- ② 監事は理事会に出席する義務があり、必要があると認めるときは意見を述べなければなりません。…………… 法第46条の8の2第1項
- ③ 監事は、当該医療法人の理事又は職員を兼ねることができません。…………… 法第46条の5第8項
- ④ ③以外に、次の者は、監事に就任することができません。
 - ・医療法人の理事（理事長を含む。）の親族（民法第725条の規定に基づく親族）
 - ・医療法人に拠出している個人（医療法人社団の場合）
 - ・医療法人の運営する病院・診療所等の従業員
 - ・医療法人と取引関係・顧問関係にある個人例：医療法人の会計・税務に関与している税理士、税理士事務所等の従業員、当該法人の法務等に関与する顧問弁護士、弁護士事務所等の従業員
- ⑤ 監事の職務の重要性にかんがみ、財務諸表を監査しうる者等を選任してください。実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されることは適當ではありません。

(2) 社員・・・医療法人社団の場合

ア 医療法人社団は、複数の人が集まって組織された団体で、その構成員を社員といいます。従業員とは異なります。

イ 社員は、社員総会という合議体の一員なので、原則として3人以上必要です。

ウ 社員は社員総会において法人運営の重要事項について議決権及び選挙権を行使するものであり、実際に法人の意思決定に参画できない者を名目的に選任することは適当ではありません。

エ 社員の入社については社員総会で適正な手続がなされ、承認を得ることが必要です。また、社員は定款上の手続を経て退社します。

(3) 評議員・・・医療法人財団の場合

ア 評議員会を組織する評議員の人数は、理事の定数を超えていなければなりません。…………… 法第46条の4の2第1項

イ 評議員は、評議員会を構成する一員で、次に掲げる者として。

…………… 法第46条の4第1項

- ① 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の医療従事者
- ② 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者
- ③ 医療を受ける者
- ④ その他特に必要と認められる者

ウ 評議員は、上記イのとおり、医療法に列挙された自然人に限られます。それ以外の者や株式会社等の法人は選任できません。

また、上記イの中の一定の者や特殊な関係にある団体等の関係者だけに片寄ることなく選任する必要があります。

エ 評議員は、当該法人の役員又は職員を兼ねることができません。

…………… 法第46条の4第3項

オ 評議員としての職務を行使できない者を名目的に選任することは適当ではありません。

4 医療法人の名称

(1) 「医療法人社団」「医療法人財団」は必ず表記してください。

(2) 誇大な名称は避けてください。

(例) ○○クラブ、○○研究会、○○グループ、セントラル、○○センター、

第一〇〇、優良〇〇

- (3) 国名、都道府県名、区名及び市町村名を用いないでください。
- (4) 既存の医療法人（都内、他県の隣接地域にあるものを含む。）の名称と、同一又は紛らわしい表記は避けてください。
- (5) 取引会社等関係がある営利法人等の名称やその保有する商標・ブランドの名称は用いないでください。
- (6) 診療科名を単独で法人名に使用することはできません。ただし、固有名詞（「クリニック」等）と組み合わせて使用することは可能です。
- (7) 広告可能な診療科名として認められていないものを名称の中にも含めることはできません。

詳細は、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）（令和6年3月22日付医政発 0322 第 10 号）」を参照してください。

- (8) 当て字等で通常の漢字と異なる読み方になるもの（アルファベット表記で読めないものを含む。）は避けてください。
- (9) 設立認可申請の際は、重複等がないか医療法人名簿でご確認のうえ、事前に医療安全課医療法人担当に医療法人名称の照会を行ってください。

5 医療法人の財産

(1) 抛出（寄附）財産

ア 財産の種類

- ① 基本財産 …………… 不動産等の重要な資産
- ② 通常財産 …………… 基本財産以外の資産

イ 財産の額

- ① 土地、建物 …… 不動産鑑定評価書又は固定資産評価証明書の額
- ② 建物附属設備 …… 減価償却した簿価
- ③ 現預金 …………… 残高証明書にある金額の範囲内

医業未収金については直近2か月分の診療報酬等の決定通知書の金額の範囲内

- ④ 医療用器械備品 …… 減価償却した簿価
- ⑤ 什器・備品 …………… 減価償却した簿価

- ⑥ ソフトウェア …… 減価償却した簿価（償却済みのソフトウェアは拋出することができません。）
- ⑦ 電話加入権 …… 標準価額（東京都）又は財産評価基本通達161の(1)の定めによる評価額
- ⑧ 保証金等 …… 契約書の金額

※ 契約書に保証金の償却に関する条項がある場合は、償却後の金額（契約終了時に返還される金額）

※ 減価償却については、「基準日」があります。

直近の申請の基準日については、東京都保健医療局のホームページ内の「医療法人設立認可・解散・合併認可等に係る年間スケジュール」の「基準日一覧表」をご確認ください。

ウ 医療法人は、開設する診療所等の業務を行うために必要な施設、設備又は資産を有している必要があり、それに見合った財産の拋出（寄附）が必要です。

エ 拋出（寄附）財産は、拋出（寄附）者に所有権があり、医療法人に拋出するのが適切なものとします。個人的な医師会（歯科医師会）の入会金等は拋出できません。棚卸資産（医薬品、衛生材料等）、消耗品、一括償却資産及び中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例（租税特別措置法第28条の2）の適用を受けた資産、営業権、繰延資産（開業費等）、前払費用等についても同様に拋出できません。

(2) 負債の引継ぎ

ア 拋出（寄附）財産の取得時に発生した負債は、医療法人に引き継ぐことができますが、**借入日より後に支払いを行っている必要があります。**

なお、法人化前の運転資金に充てた負債は引き継ぐことができません。

イ 拋出（寄附）と債務引継ぎは同時に行うことが必要です。設立時に拋出（寄附）した財産の取得に係る負債を、設立後に引き継ぐことはできません。

(3) 運転資金

ア 原則として初年度の年間支出予算の2か月分に相当する額以上が必要です。

イ 預金等、換金が容易なものとしします。

ウ 設立後の金融機関等からの借入金（借入予定額）は、運転資金として算入できません。

(4) 各種契約

ア 設立認可に当たっては、拋出（寄附）財産に加え、診療所等を法人開設するに

当たって必要な契約（建物賃貸借契約（覚書を含む。）、物品売買契約等）が締結されている必要があります。

イ 基金拠出契約についても、締結されている必要があります。

6 基金制度（医療法人社団の場合） …… 規則第30条の37、規則第30条の38

- (1) 基金とは、医療法人社団に拠出された金銭その他の財産であり、医療法人が拠出者に対して、定款の定めるところに従い返還義務を負うものです。基金制度を採用することにより、剰余金の配当を目的としないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図ることができます。
- (2) 基金制度を採用する場合は、医療法人は、制度について定款に定めなければなりません。
- (3) 基金を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければなりません。
 - ① 募集に係る基金の総額
 - ② 金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨及び当該財産の内容・価額
 - ③ 金銭の払込み又は②の財産の給付の期日又はその期間
- (4) 医療法人は、募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者に対して、基金の募集事項に関する通知をしなければなりません。
- (5) 医療法人は、申込者の中から基金の割当てを受ける者を定めて、その者に割り振る基金の額を定めなければなりません。この場合は、当該申込者に割り当てる基金の額を、申込額より減額することもできます。
- (6) 基金を引き受けようとする者が、基金の総額の引受けを行う契約を締結する場合（1人で基金の全額を引き受ける場合）は、(4)、(5)の基金の申込み及び割当てに関する手続は不要です。
- (7) 基金に拠出する現物拠出の価額の総額が、500万円を超える場合は、その価額が相当であるという弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（様式任意。参考様式の掲載あり）が必要です。
- (8) 次に掲げる者は、(7)の証明をすることができません。
 - ① 医療法人の社員、役員、従業員

- ② 基金の引受人
 - ③ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
 - ④ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が①及び②に掲げる者に該当する場合
- (9) 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければなりません。
- 医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合は、当該会計年度の次の会計年度の決算に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができます。
- ① 基金（代替基金を含む。）の総額
 - ② 資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額
- (10) (9)に違反して基金の返還をした場合は、返還を受けた者及び返還に関する職務を行った業務執行者は、医療法人に対して、連帯して(9)に違反して返還された額を弁済する責任を負います。
- また、(9)に違反して基金の返還がされた場合は、医療法人の債権者は、返還を受けた者に対し、その返還額について医療法人に対して返還請求を行うことができます。
- (11) 基金の返還を行う場合は、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上する必要があります。代替基金は、取り崩すことができません。
- (12) 基金の返還に係る債権には、利息を付することができません。
- (13) 特定医療法人及び社会医療法人は、基金制度を採用することができません。

7 医療法人の成立

医療法人は、認可を受けただけでは成立しません。医療法人の主たる事務所の所在地において、組合等登記令（昭和39年政令第29号）の定めるところにより、設立の登記をすることによって成立します。

……… 法第46条第1項

第3章 医療法人の業務と運営

1 運営の原則

- (1) 医療法人の行為は、全て法令等、定款（財団の場合は寄附行為）、社員総会（財団の場合は理事会）の決定に拘束され、理事長等が独断で処理することはできません。日常の業務、金銭出納等については、社員総会等の委任を受けているものと見なせますが、一定の規模を超える新たな義務の負担（借入金、改修工事、高価な物品の購入で予算に計上されていないもの等）については、必ず、社員総会（財団の場合は理事会）の議決を経なければなりません。
- (2) 理事は、医療法人の資産の管理において、私生活のそれと混同することができません。資金の一時的な融通のために、理事等が医療法人に貸付けを行うことも、適当ではありません。
- (3) 医療法人は、開設する診療所等の業務を行うために必要な施設、設備、資金を有しなければなりません。…………… 法第41条
- (4) 医療機関の開設にあたっては、特に、開設者が実質的に医療機関の運営の責任主体であること及び営利を目的とするものではないことが必要です。このため、開設者である法人の役員については、当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないことが求められます。…………… 法第7条及び第8条、厚生労働省通知「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」

2 業務の範囲

- (1) 医療法人は、法令等及び定款（寄附行為）に規定する業務以外の業務は、収益を伴わないものであっても、一切行うことができません。…………… 法第42条
- (2) 医療法人は、開設している診療所等の業務に支障のない限り、法第42条に定める業務（附帯業務）を行うことができます。ただし、この業務を行う場合は、定款（寄附行為）に定めなければなりません。…………… 法第42条
- (3) 医療法人は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として公の施設である診療所等を管理する業務を、本来業務として行うことができます。ただし、指定管理者として公の施設の管理のみを行う医療法人を設立することは、法第39

条の趣旨に違反するため、認められません。

3 剰余金配当の禁止

医療法人は、利益の配当を行うことができません。事実上、配当と見なされるような行為も厳に慎むべきです。決算後生ずる利益剰余金は、積立金とし、施設改善、従業員の待遇改善等に充てるのが適当です。剰余金があるからといって、役員等に対して金銭の貸付等を行うことはできません。…………… 法第54条

4 医療法人の義務

(1) 事業報告書等の提出

医療法人は、毎会計年度の終了後3月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書（以下「事業報告書等」という。）、監事の監査報告書を東京都知事に届け出なければなりません。…………… 法第52条第1項

(2) 病院・診療所ごとの経営情報等の報告

医療法人は、(1)事業報告書等とは別に、毎会計年度終了後、原則、3月以内に、病院・診療所ごとの経営情報を東京都知事に報告しなければなりません。

…………… 法第69条の2第2項

(3) 登記の届出及び役員変更の届出の提出

登記事項に変更があった場合（資産総額の変更、理事長の任期満了による重任を含む。）は登記を行い、さらに登記事項の届出を、遅滞なく、東京都知事に提出しなければなりません。…………… 医療法施行令（以下「令」という。）第5条の12

役員に変更があった場合（任期満了による重任の場合を含む。）は、医療法人の役員変更届を遅滞なく東京都知事に提出しなければなりません。… 令第5条の13

(4) 書類の整備・閲覧

医療法人は、事業報告書等、監事の監査報告書、定款又は寄附行為を常に主たる

事務所に備えておくことが義務付けられています。

また、社員若しくは評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供しなければなりません。…… 法第51条の4

5 医療法人の経営の透明性の確保

東京都知事は、定款（寄附行為）、事業報告書等、監事の監査報告書について閲覧請求があった場合は、閲覧に供さなければなりません。事業報告書等、監事の監査報告書については、過去3年間に届け出られたものが閲覧対象です。閲覧請求者に関する規制はありません。

なお東京都では、令和5年から、東京都医療法人情報支援システムにより、定款又は寄附行為や事業報告書等の医療法人情報について、オンライン上で閲覧ができるように整備しています。…… 法第52条第2項

6 医療法人に対する指導監督

(1) 報告・検査

東京都知事は、医療法人の業務や会計が、法令、法令に基づく東京都知事の処分、定款（寄附行為）に違反している疑いがある場合、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認められる場合は、医療法人に対し、報告を求めることや医療法人の事務所に立ち入り、検査をすることがあります。…… 法第63条

(2) 法令等の違反に対する措置

東京都知事は、医療法人の業務や会計が、法令、法令に基づく東京都知事の処分、定款（寄附行為）に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることがあります。

また、医療法人がこの命令に従わない場合は、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることや、役員解任を勧告することがあります。…… 法第64条

(3) 設立認可の取消し

医療法人が、成立した後又は全ての診療所等を休止若しくは廃止した後、1年

以内に正当な理由がないのに診療所等を開設しないとき又は再開しないときは、
設立認可を取り消すことがあります。…………… 法第65条

また、医療法人が法令に違反し、又は法令に基づく東京都知事の命令に違反した
場合、他の方法により監督の目的を達することができないときは、設立の認可を
取り消すことがあります。…………… 法第66条

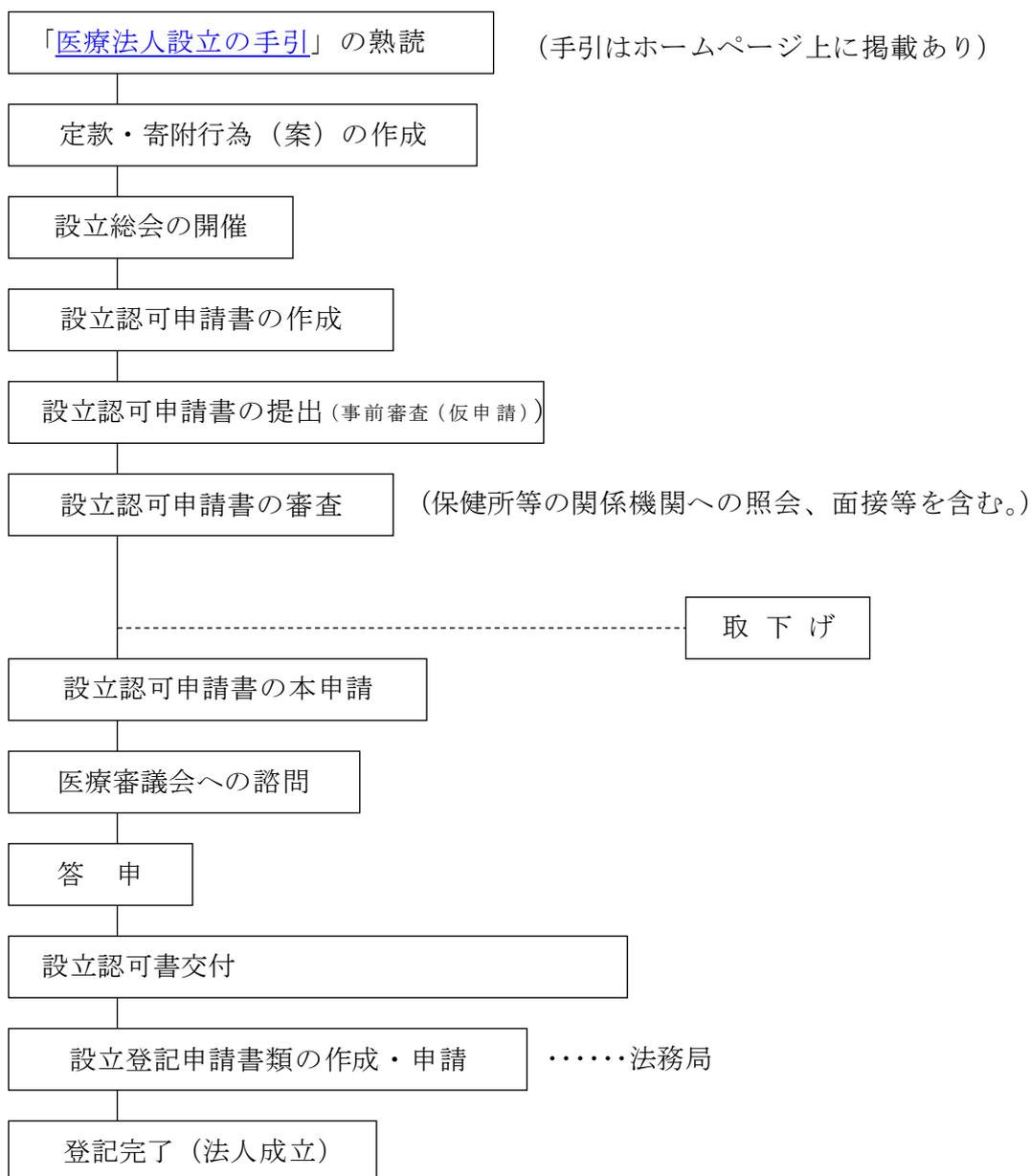
(4) 罰則

医療法人の医療法違反に関しては、法第77条から第94条までの規定に基づく罰
則の適用があります。

第4章 医療法人設立認可申請の手順

1 医療法人設立認可申請・登記の手順

東京都における医療法人の設立認可申請から登記完了（法人成立）までのスケジュールは、おおむね以下のようになっています。



2 設立認可申請書作成の手順

(1) 様式

ア 医療法人設立の手引（本書）で定めた様式を用いてください。所定の様式がないものについては任意の様式で作成してください。

イ 事前審査（仮申請）として提出された申請内容を変更することは認められません。申請に係る事項は設立総会までに十分検討の上で申請してください。なお、申請内容に関する対面によるご相談対応は行っていません。

ウ 提出書類のサイズはA4判に揃えてください。大きい資料はA4判のサイズに折りたたみ、A4判より小さい資料は、A4判の用紙にのり付けしてください。

エ 様式の記載欄はすべて記入してください。記入漏れが多い場合は受け付けられません。なお、記載すべき事項がない場合は、適宜記載欄を省いてください。

オ 書類は原則として片面印刷でご提出ください。

カ 使用する漢字は、人名や地名を除いて、原則として常用漢字としてください。

キ 金額の単位に注意してください。

(2) 作成部数等

事前審査（仮申請）時

ア 事前審査（仮申請）に必要な提出部数は1部です。

イ 必要書類一覧表（チェックリスト）順にそろえて、クリアファイルに入れて提出してください。クリップ、ホッチキス等で綴じないでください。

ウ 提出の際は、「受付票」を添付してください。「受付票」は、東京都公式ホームページ内の「医療法人設立認可に係る年間スケジュール」からダウンロードしてください。

エ 事前審査（仮申請）段階では、押印は必要ありません。ただし、覚書や債務引継承認願等は、事前に記載事項について相手方の確認を取ってください。

カ 金銭消費貸借契約書等の重要書類は写しを提出してください。一度提出された書類は原本であってもお返しできません。

キ 提出後は、担当者から審査を開始する旨のメールが届くまでお待ちください。

事前審査（仮申請）提出からそのメールが届くまで、おおむね1か月程度を要します。

本申請時

ア 提出の際はレターパック等記録郵便による信書扱いの送付により受け付けます。必要部数は正本と副本の2部です。正本は東京都保存用、副本は認可書添付用です。提出の証明として収受印を押印した控えが必要な場合は必ず、宛て先を記入した返信用封筒に切手を貼付して同封してください。なお、控えは提出書類一式ではなく申請書1枚のみでも問題ありません。

イ 議事録、役員就任承諾書、管理者就任承諾書の押印には実印を用いてください。

ウ 正本と副本の書類は以下のとおりご準備ください。

① 押印欄のある申請様式は、原則、正本・副本とも原本が必要です。

議事録に限り、原本に変えて、写しに設立代表者の原本証明を入れたものでも可とします。

② 以下の書類は、表に示すとおりご準備ください。

	正本	副本
不動産鑑定評価書	原本	写し
負債残高証明及び債務引継承認願		
不動産賃貸借契約引継承認書（覚書）		
リース引継承認願		
土地・建物登記事項証明書		
印鑑登録証明書		
基金拠出契約書、拠出（寄付）申込書	写し	写し
不動産賃貸契約書、その他契約書		
医師（歯科医師）免許証（原寸大）		

オ 必要書類一覧表（チェックリスト）の順にそろえてください。

正本：申請書（一式）を必要書類一覧表（チェックリスト）の順にそろえ、クリアファイルに入れる。

副本：

申請書（様式1）
定款（寄附行為）

+

その他の 申請書類

・クリアファイルに入れる。

・フラットファイルに綴じる。

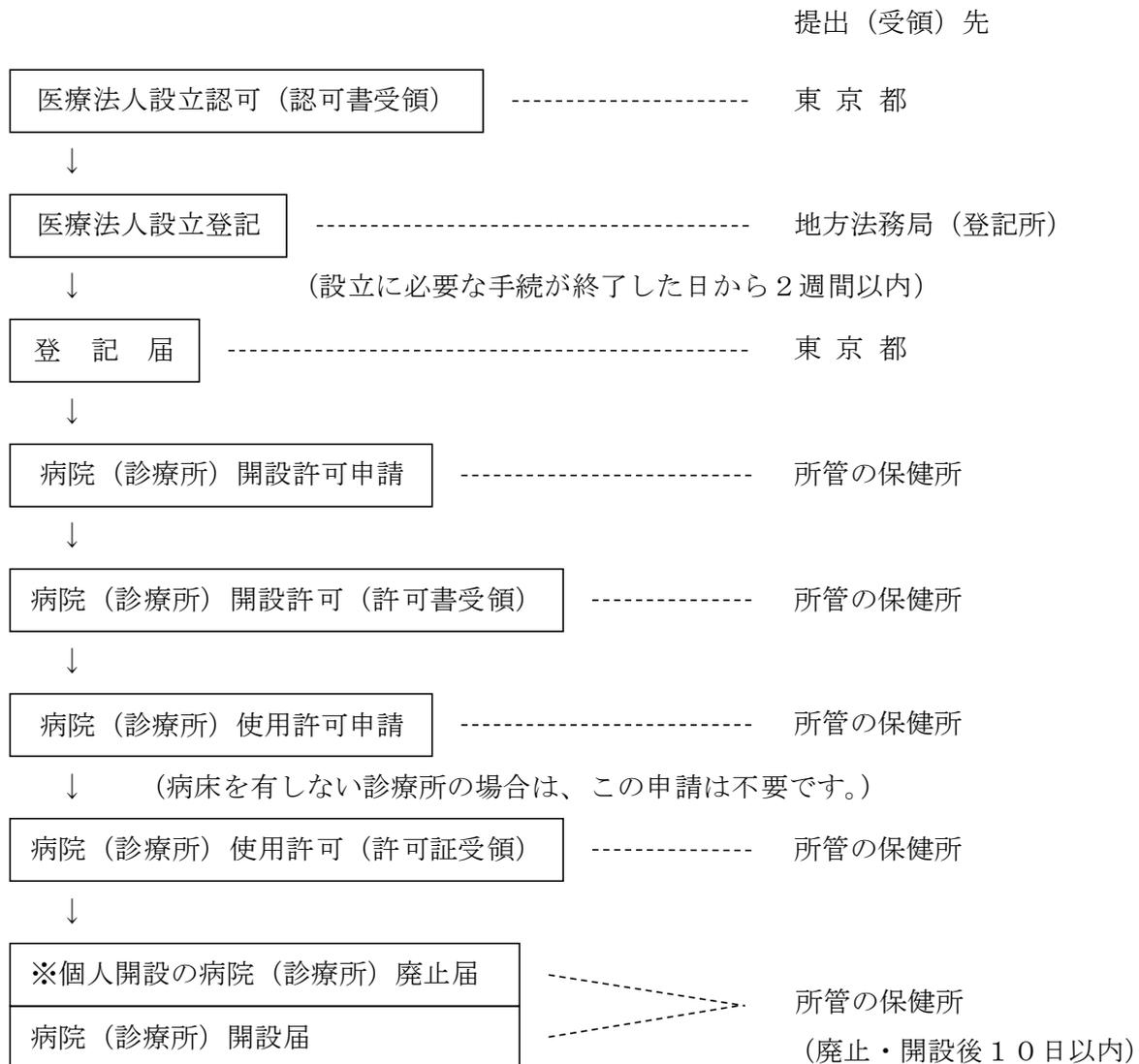
・表紙・背表紙に法人名を記入する。

カ 本申請に際しての注意事項は上記も含め、本申請をお願いする時点で、改めて担当から連絡します。

第5章 医療法人設立認可後の手続

1 手続の概要（病院（診療所）の場合）

医療法人の設立認可時に、認可書を交付します。認可書を受領した後は、次の事務手続を行ってください。



※ 医療法人設立認可申請時に、個人で病院（診療所）を開設しており、それを医療法人の開設に変更する場合は、個人開設の病院（診療所）を廃止しなければなりません。

※ エックス線装置を有している病院（診療所）は、備付届等の提出が必要です。

※ 保険医療機関の指定を受ける場合は、関東信越厚生局への指定申請が必要です。

※ 医療法人成立後、1年以内に上記手続を行わない場合は、設立認可を取り消すことがあります。

2 医療法人の設立登記

(1) 設立登記の手続

ア 医療法人は設立認可を受けた後、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより、成立します。…………… 法第46条第1項

イ 医療法人の登記に関する手続は、組合等登記令により、規定されています。

ウ 設立時の登記事項及び登記例は、次のとおりです。

	登 記 事 項	登 記 例	備 考
1	目的及び業務	病院（診療所、介護老人保健施設又は介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とし、次の病院（診療所、介護老人保健施設又は介護医療院）を開設する東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号医療法人〇団〇〇会〇〇病院（診療所・介護老人保健施設・介護医療院）	
2	名 称	医療法人〇団〇〇会	
3	事 務 所 の 所 在 場 所	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	定款（寄附行為）で従たる事務所を定めたときは、従たる事務所も登記します。
4	代表権を有する者（理事長）の氏名、住所及び資格	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 理事長 ○ ○ ○ ○	
5	存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由		法定の解散事由は登記する必要はありません。
6	資 産 の 総 額	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也	財産目録の純資産額（正味資産額）とします。

エ 医療法人の設立登記は、設立の認可、その他設立に必要な手続（拠出金の払込み等）が終了した日から2週間以内に、主たる事務所の所在地を管轄する登記所で行わなければなりません。

また、従たる事務所を置く場合は、主たる事務所の所在地の登記をした日から2週間以内に、従たる事務所の所在地を管轄する登記所で登記しなければなりません。

※ 拠出（財団の場合は寄附）（以下「拠出（寄附）」という。）を受けて医療法人の資産となった土地、建物については、所有権移転登記を行ってください。

(2) 登記届の提出

設立登記が完了した後、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を取り、医療法人の登記事項の届出を、東京都知事あてに提出してください。

※ 医療法人設立に伴って各所管庁に提出する申請、届出は、いずれも登記事項証明書を添える必要があります。同時に必要部数を取っておいてください。

3 病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院の開設

設立の登記が完了することにより、医療法人が成立します。

医療法人成立後は、定款（財団の場合は寄附行為）（以下「定款（寄附行為）」という。）に定める病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「診療所等」という。）等の開設の手続きを行ってください。成立後、1年以内に診療所等を開設しない場合は、設立の認可を取り消すことがあります。…………… 法第65条

開設の手順は次のとおりです。

(1) 設立登記が完了した後、定款（寄附行為）に定める診療所等の開設許可申請を所管の保健所に行ってください。…………… 法第7条第1項

(2) (1)による開設許可を受けた後、診療所等の施設の使用開始予定時期を考慮したうえで、所管の保健所に使用許可申請を行ってください。…………… 法第27条

（病床を有しない診療所の場合は、この申請は不要です。）

(3) (2)による使用許可を受けて開設後10日以内に、開設届を提出してください。

※ 病床を有しない診療所については、(1)による開設許可を受けて開設後10日以内に、開設届を提出してください。…………… 令第4条の2第1項

なお、個人開設から医療法人開設に切り替えた場合は、従来の開設者名での廃止届を、上記開設届と同時に提出してください。…………… 法第9条第1項

(参考) 申請書等一覧

	申 請 書	提出先	許可(受理)権者	部数	様式番号
病院を開設する場合	病院開設許可申請書	保健所	東京都知事	3部	第1号様式の3
	病院使用許可申請書	〃	〃	〃	第20号様式
	病院開設届	〃	〃	〃	第6号様式
	病院廃止届	〃	〃	〃	第13号様式
診療所を開設する場合	診療所開設許可申請書	〃	保健所長	2部	第2号様式
	歯科診療所開設許可申請書	〃	〃	〃	第3号様式
	診療所(歯科診療所)使用許可申請書	〃	〃	〃	第20号様式
	診療所(歯科診療所)開設届	〃	〃	〃	第6号様式の2
	診療所(歯科診療所)廃止届	〃	〃	〃	第13号様式

(注) 様式は、医療法施行細則に規定されています。

4 その他の手続

医療法人成立後は、関東信越厚生局への保険医療機関の指定申請のほか、税務署、都税事務所、区市町村、労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所等の諸官庁への手続も必要です。

銀行口座の変更、電気、水道、ガス、電話等の名義変更や、抛出(寄附)を受けて法人の資産となったものの名義換えの手続も必要です。